古賀市長 田辺一城

福岡県独自の新型コロナウイルス感染症拡大防止策 (7月28日発表)を受けての市民団 体等の活動について

令和3年7月28日、福岡県は「福岡コロナ警報」を発動することを発表しました。これを受けて、古賀市においても対策本部を開催し、以下の方針を決定しました。

市民のみなさまにおかれましては、それぞれの行動が自らと大切な人を守り、ひいては 地域社会を守ることにつながることを意識していただき、引き続き感染防止策の徹底に取 り組みいただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 県の措置を受けての市民団体(※)の活動について

市は8月1日から公共施設を21時閉館とします。それに合わせ、<u>地域活動並びに地域</u>の公民館・集会所の使用は**21時**までとするようお願いいたします。

行事及び会合については中止の要請はいたしませんが、感染拡大防止策を取っていただき、開催可否について慎重に判断願います。

2. 福岡コロナ警報の期間

7月29日から8月29日 (予定)

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体(自治会、校区コミュニティ組織、NPO,ボランティア団体、PTCA等を指します)。

【問い合わせ】

(行政区長・隣組長、自治会、校区コミュニティ、NPO, ボランティア団体に関して) 古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話 092-942-1165

(地域の公民館(分館)に関して)古賀市 教育委員会 生涯学習推進課電話 092-944-1931